

2025年8月4日

株式交付に関する事後備置書類

東京都豊島区北大塚 3-34-1
新都ホールディングス株式会社
代表取締役 鄧 明輝

当社は、2025年7月18日付け株式交付計画に基づき、当社を株式交付親会社、龍一商事株式会社を株式交付子会社とする株式交付（以下「本件株式交付」という。）を行いましたので、会社法第816条の10第1項及び会社法施行規則第213条の9に基づき、下記のとおり、開示事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第213条の9第1号）

2025年8月4日

2. 当社における次に掲げる事項（会社法施行規則第213条の9第2号）

- (1) 会社法第816条の5（株式交付をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第213条の9第2号イ）

当社の株主から、会社法第816条の5に定める株式交付をやめることの請求はありませんでした。

- (2) 会社法第816条の6（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第213条の9第2号ロ）

当社は、会社法第816条の6第3項及び第4項第1号の規定に基づき、2025年7月18日、公告を行いました。当社の株主から、同条第1項に定める株式買取請求はありませんでした。

- (3) 会社法第816条の8（債権者の異議）の規定による手続の経過（会社法施行規則第213条の9第2号ハ）

該当事項はありません。

3. 株式交付に際して、当社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号）

251 株

4. 株式交付に際して、当社が譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号）

当社は、本件株式交付において、株式交付子会社の新株予約権を譲り受けておりません。

5. 1. ～4. に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

該当事項はありません。

以上